

2022年11月29日

各 位

会社名 太洋物産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松島 伸介  
(コード番号：9941 東証スタンダード)  
問合せ先 総務部 井坂 勇登  
ジェネラルマネージャー  
電話：03-5946-8000

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、定款の一部変更を2022年12月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 監査等委員会を設置し、取締役会において、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）が議決権を持つこと等による取締役会の監督機能の一層の強化と、迅速な意思決定の実現により、さらなるコーポレートガバナンスの強化及び持続的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員及び監査等委員会に関する定款の条文の新設ならびに監査役及び監査役会に関する定款の条文の削減等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 実質的な本社機能を有する事務所の所在地と登記上の本店所在地を同一とするためであります。
- (4) 監査等委員会設置会社における取締役の員数について、取締役と監査等委員である取締役の定員をそれぞれ10名と6名に定めるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

## 3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年12月28日(水)

(2) 定款変更の効力発生日 2022年12月28日(水)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (条文省略) (本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 ～ 第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第14条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (現行どおり) (本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>新宿区</u>に置く。 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 ～ 第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 16 条 ～ 第 18 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第 16 条 ～ 第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役、役付取締役、執行役員及び相談役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役、執行役員、相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 24 条 ～ 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役、執行役員及び相談役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役、執行役員、相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 24 条 ～ 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 29 条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者も含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において、免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額については、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第 31 条 ~ 第 40 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 30 条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額については、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、<u>各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 36 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新 設)	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 37 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
(新 設)	<p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
(新 設)	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 41 条 ～ 第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 40 条 ～ 第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 82 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 82 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>



現行定款	変更案
(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 変更前定款第15条の規程の削除および変更後定款15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(2019年法律第70号)付則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</u></p> <p><u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>
(新 設)	
(新 設)	